

日本筋ジストロフィー看護研究会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、日本筋ジストロフィー看護研究会と称する。（以下「本会」という）

第2条 本会の事務所は、会長施設に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、筋ジストロフィー看護の質の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、総会の開催
- 二、筋ジストロフィー看護に関する研究および情報交換
- 三、国内外の筋ジストロフィー看護に関連する諸組織との連携
- 四、その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする

- 一、正会員
- 二、賛助会員

第6条 正会員とは、本会の目的に賛同し、筋ジストロフィー医療に携わっているもので、幹事会の承認を得た個人をいう。

第7条 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、筋ジストロフィー医療に携わっている者で、幹事会の承認を得た個人をいう。

第8条 本会に入会を希望する者は、日本筋ジストロフィー看護研究会入会申込書を本会事務局に提出するものとする。

第9条 本会に入会を認められたものは、所定の期日までに所定の年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

第10条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- 一、退会
- 二、会費の滞納（2年間）
- 三、死亡

2. 退会を希望する会員は、幹事会への退会届を提出しなければならない。

第4章 役員

第11条 本会は次の役員を置く。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 2名
- 三、会計 1名
- 四、顧問 若干名
- 五、会計監査 2名

第12条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 一、会長は、幹事会において幹事の中より互選により推薦し、総会の承認を得て定めるものとする。
- 二、副会長、会計、会計監査は幹事の中より会長が委嘱し、幹事会において承認を得るものとする。

第13条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

第14条 役員は、次の職務を行う。

- 一、会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 二、副会長は、1名は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
1名は本会の事務、会議の設営などを総括する。
- 三、会計は、本会の運営に関する会計を行う
- 四、顧問は、会長の招請により本会活動について指導・助言を行う。

第5章 会議および委員会

第15条 本会に次の会議を置く。

- 一、幹事会
- 二、総会

第16条 幹事会は、会長が招集し、開催する。

第17条 幹事会の開催にあたり、業務の都合などにより参加できない幹事はあらかじめ会議の趣旨に対する意見を会長に委任することができる。

第18条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。

- 2. 総会は、会員の5分の1以上の参加をもって成立とする。

第19条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

- 一、事業計画および収支予算
- 二、事業報告および収支決算
- 三、その他、幹事会が必要と認めた事項

第20条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 研究会

第21条 研究会は、年1回以上開催する。研究会の開催は幹事会の協議により決める。

第22条 1. 研究会においては、本会の趣旨にのっとり、筋ジストロフィー看護に関する情報交換、知識・技術の習得、事例検討を行う。

2. 看護師の育成を支援する。

第23条 研究会は、総会と同時に開催することができる。

第7章 会 計

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第25条 会計年度は毎年4月1日に始まり、よく年3月31日に終わる。

第26条 正会員の年会費は2,000円とする。

第27条 賛助会員の年会費は1,000円とする。

第8章 会則の変更

第28条 本会の会則を変更する場合は、幹事会の議を経て総会の承認を必要とする。

付則 本会則は、2012年11月16日から施行する。

本会則は、2015年11月1日から施行する。